

大阪市水道事業管理規程第4号

大阪市水道局職員就業規程の一部を改正する規程

大阪市水道局職員就業規程（平成5年大阪市水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特別休暇） 第12条 局長は、次の各号に掲げる場合には、職員に対し、当該各号に定める期間又は時間の特別休暇を与えるものとする。 〔(1)～(6の2) 略〕 (6の3) 妊娠中の女性職員が妊娠に起因する体調の不良等のため勤務することが著しく困難な場合 1回の妊娠につき<u>14日</u>を超えない範囲内で必要と認める期間 〔(6の4)～(11の2) 略〕 (11の3) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員がその子の<u>看護等</u>（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の<u>世話</u>、<u>疾病の予防</u>を図るために必要なものとして局長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による<u>学校の休業その他これに準ずるものとして局長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち局長が定めるものへ</u>	（特別休暇） 第12条 〔同左〕 〔(1)～(6の2) 同左〕 (6の3) 妊娠中の女性職員が妊娠に起因する体調の不良等のため勤務することが著しく困難な場合 1回の妊娠につき<u>7日</u>を超えない範囲内で必要と認める期間 〔(6の4)～(11の2) 同左〕 (11の3) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員がその子の<u>看護</u>（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の<u>世話又は疾病の予防</u>を図るために必要なものとして局長が定めるその子の世話<u>を行うことをいう。</u>）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 4月1日から翌年3月31日までの間につき5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）を超えない範囲

の参加をすることをいう。) のため勤務しないことが相当であると認められる場合 4月1日から翌年3月31日までの間につき5日(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日)を超えない範囲内で必要と認める期間 [(11の4)～(13) 略] [2 略] (施行の細目) 第29条 この規程の施行に<u>関し</u>必要な事項は、局長が<u>定める</u>。	内で必要と認める期間 [(11の4)～(13) 同左] [2 同左] (施行の細目) 第29条 この規程の施行に<u>関し、</u>必要な事項は、局長が<u>別に定める</u>。
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規程による改正後の大阪市水道局職員就業規程(以下「改正後の規程」という。)第12条第1項第6号の3及び第11号の3(同条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による特別休暇の請求及び承認その他の行為は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、改正後の規程第12条第1項第6号の3及び第11号の3、第14条並びに第16条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日前に使用されたこの規程による改正前の大阪市水道局職員就業規程第12条第1項第6号の3の規定による特別休暇は、改正後の規程第12条第1項第6号の3の規定による特別休暇として既に使用されたものとみなす。